

旭川医科大学謝金支給事務取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和8年8月31日学長裁定)

旭川医科大学謝金支給事務取扱要項の一部を改正する要項

旭川医科大学謝金支給事務取扱要項（令和5年3月22日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
(略) (業務開始前の事務手続) 第5 謝金業務実施責任者は、業務が開始される前に、次の各号に掲げる書類を財務課総務係に提出するものとする。 (1) 事務局各課及び監査室において謝金を支出する場合 別紙様式2「謝金支出伺」 (2) 各講座・学科目、センター等並びに病院の各診療科、部・室及びセンターにおいて謝金を支出する場合 別紙様式3「謝金支出願」 (略) <u>附 則</u> <u>この要項は、令和8年8月31日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u> 別紙様式1 (略) <u>別紙様式2</u> (略) 【改正理由】 令和8年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。	(略) (業務開始前の事務手続) 第5 謝金業務実施責任者は、業務が開始される前に、次の各号に掲げる書類を財務課総務係に提出するものとする。 (1) 事務局各課及び監査室において謝金を支出する場合 別紙様式2「謝金支出伺」 (2) 各講座・学科目、センター等並びに病院の各診療科、部・室及びセンターにおいて謝金を支出する場合 別紙様式3「謝金支出願」 (略) 別紙様式1 (略) <u>別紙様式2</u> (略)

(新)

別紙様式 2

年 月 日

謝 金 支 出 伺

事務局次長	財務課長	課長補佐	総務係			
(財務・病院担当)						

件 名 _____

標記のことについて、下記の事由により、謝金を支出してよろしいか伺います。

支 出 事 由			
受 給 者 氏 名		勤 務 先 又は 職 業 等	
住 所			
日 時 場 所			
支 出 科 目		謝 金 額	
備 考 (算出基準)	旅費の支給：有・無		

年 月 日

謝 金 支 出 伺

事務局次長	財務課長	課長補佐	総務係			
(総務・教務担当)						

件 名 _____

標記のことについて，下記の事由により，謝金を支出してよろしいか伺います。

支 出 事 由			
受 給 者 氏 名		勤 務 先 又は 職 業 等	
住 所			
日 時 場 所			
支 出 科 目		謝 金 額	
備 考 (算出基準)	旅費の支給：有・無		